

- 1 私の責任において契約を解除されたときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として納付します。
- 2 私の責任において納期の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ、1年につき未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納付します。
- 3 私がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の20パーセントに相当する額を違約金として大牟田市に納付します。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除命令を行い、かつ、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 4 大牟田市に生じた実際の損害額が第1項及び第3項に定める金額を超える場合において、大牟田市が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 5 私が次の各号のいずれかに該当する旨、大牟田警察署から大牟田市に対し通知があったときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、大牟田市にその損害の賠償を求めず、かつ、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として大牟田市に納付します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。
 - (2) 暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。
 - (3) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
 - (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
- 6 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。